

海賊版、違法取引、詐欺の類似性 これらへの対策法

2023/7/5 JANOG 52 マンガ海賊版サイト対策フォローアップ

山下健一

SIA海賊版対策実務者意見交換会
技術検証チーム

「インターネット資源の不正利用」のオーバービュー

「インターネット資源が不正に利用されると、何が起こるか」わかりやすい異常の例

違法取引を促すコンテンツ

- お金貸すよ（闇金）
クレカ現金化するよ
- SMS認証代行するよ
- **海賊版配るよ**
 - ブランドコピー
 - デジタルコンテンツ
- 未承認医薬品売るよ

詐欺サイト・詐欺メール

- フィッシング詐欺サイト
- EC詐欺サイト
- SPAMメール、
詐欺メール
- Spamvertised Website

不正アクセス

- EC不正購買
クレジットカード悪用
- 不正送金
オンラインバンキングへの
不正アクセス
- EC不正出品
ECプラットフォームに対する
電磁的記録不正作出

- 「マンガ海賊版」も「すべての海賊版」と挙動は同じ
物品なのか、デジタルコンテンツなのか、
実行可能ファイル（warez）なのか、動画（映画）なのか、音声（音楽）なのか、画像（マンガ）なのか、形式
が異なり、形式の特性に応じた流通形態をとるが、「違法な取引だ」という点で同じ
- ところで「身元確認をしない取引所を開設すること」も違法取引の類型に見える。身元確認をしない取引所を
開設すると、おかしなことがいっぱい起こる、P2Pやダークウェブにある取引所もこの類型でないか。
- **そして、「違法な取引」と「詐欺」は、「なぜ実行できるか」の点が案外に似ている**

「インターネット資源の不正利用」のオーバービュー

「インターネット資源が不正に利用されると、何が起こるか」わかりやすい異常の例

違法取引を促すコンテンツ

- お金貸すよ（闇金）
クレカ現金化するよ
- SMS認証代行するよ
- **海賊版配るよ**
 - ブランドコピー
 - デジタルコンテンツ
- 未承認医薬品売るよ

詐欺サイト・詐欺メール

- フィッシング詐欺サイト
- EC詐欺サイト
- SPAMメール、
詐欺メール
- Spamvertised Website

「フィッシング詐欺」はプロバイダに対応する意思があれば、落ちる。
理由は「ブランドを騙る詐欺」だから。プロバイダでも、届けられた契約者情報とサイトを見て、「ブランドが騙られている」事は識別できる。

- プロバイダからは、「権利（著作権等）を侵害するコンテンツ」「違法サイト」「詐欺サイト」は「権利の侵害であること」「違法であること」「詐欺であること」が確認しづらく、対応しにくい。
 - ただし、フィッシングサイトだけは例外、これはプロバイダでも見分けが付く。
- しかし何れも違法行為である。
行う者は、追跡可能性（逮捕される恐れ・損害賠償請求される恐れ）を消すことに努める。
そこで、他人のインターネット資源を踏台にするか、**インターネット資源を偽名で不正契約する。**

「特定の一社のサービス」の場合

6. デジタル時代のコンテンツ戦略	
(5) 海賊版・模倣品対策の強化	
【現状と課題】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年著作権法改正により、同年10月にリーチサイト対策が、2022年1月に侵害コンテンツのダウンロード違法化が施行された結果、ダウンロード型海賊版サイトは急減したが、ストリーミング型による海賊版の被害がなお拡大。 ○ 出版社等の対策チームと連携し、海外海賊版サイトへの法的措置（刑事・民事）を進めた結果、2021年11月には漫画BANK（中国）が、2022年2月頃にはベトナム系主要2サイトが閉鎖に陥り、海賊版サイトへのアクセス数も大幅に減少。 ※ ただし、ベトナム海賊版については、未だサイト運営者の検発・刑事訴訟には至っていないため、巨大サイトの閉鎖後にそれらの後継サイトも出現しており、なお予断を許さぬ状況。 ○ 検索サイト対策については、権利者と事業者の協議により、海賊版に係る検索結果について、一定の手続き・条件の下で表示抑制が図られる措置が採られ、その措置内容も改善してきているが、検索サービスから海賊版サイトへの流入がなお相当規模で継続状況。 ※ 特に、新興海賊版サイトの成長段階では、検索サービスの流入による被害が大きい。 ○ 海賊版対策に対する広告出稿抑制の取組については、著作権関係サイト内の広告関係3団体への提供（国内）、WIPOアラートによる共有（海外）等により相当の効果も上げたが、なお残るアンチ広告の出稿抑制には限界。 	
<p>民間との連携を強化しつつ、関係者庁一丸となって、海賊版対策に取り組む必要。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> → 引き続き、海外海賊版サイトの運営者摘発等に向けた取組を推進するとともに、後継サイトへのユーザー流入の防止も含め、更なる対策強化 → 対策の検討に当たっては、海賊版サイトの運営を成り立たせている構造全体を視野に入れ、より効率的・効果的に被害を抑えることのできるアプローチを追求 ※ 例えば、コンテンツの安定的配信に不可欠とされるCDNサービスは、殆どの大型海賊版サイトが特定の一社のサービスを利用しているとも指摘され、これへの対応が大きな効果をもたらすことも想定 	
【主な施策の方向性】（主な項目案）	
<ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」（2021年4月更新）の着実な実施とその検証、更なる取組の推進、被害状況・対策の効果を逐次検証し、更なる対策を推進 ・海賊版サイトの運営やサイトへのアクセスに利用される各種民間サービスについて、必要な対策措置が講じられるよう、民間事業者との協力等の促進、働きかけ、権利者への支援 ※ 海賊版サイトへのCDNサービスの提供停止（CDN事業者）、海賊版に係る検索結果表示の削除・抑制（検索サイト事業者） ・海外を拠点とする海賊版サイトの運営者摘発等に向け、国際連携・国際執行の強化 ※ 国際捜査共助等の枠組みを活用した捜査、サイト運営者特定のためのデジタルフォレンジック調査、権利者が行う権利行使への支援等 	

知的財産戦略本部 構想委員会

コンテンツ戦略ワーキンググループ（第3回）令和5年4月21日（金）

「知財推進計画2023（コンテンツ関連部分）において採り上げるべき事項のポイントについて（案）」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/wg_contents/dai3/gijisidai.html

「例えば、コンテンツの安定的配信に不可欠とされるCDNサービスは、殆どの大型海賊版サイトが**特定の一社のサービス**を利用しているとも指摘され、これへの対応が大きな効果をもたらすこと等も想定」

Ebooks and Guides 17th Jan 2023

Corsearch Calls for Cloudflare To Do More To Protect Consumers & IP Owners

<https://corsearch.com/content-library/ebooks/corsearch-calls-for-cloudflare-to-do-more-to-protect-consumers-ip-owners/>

Web サイトの運営に関与している当事者に関する検証可能な情報が欠如していると、権利所有者が調査や執行を開始するという観点からは大きな妨げとなります。Cloudflareが「**Know-Your-Client**」手順を実装すれば、この問題は簡単に解決されま**す**。この手順には、（少なくとも）検証済みの正式な身分証明書、銀行口座の登録詳細、確認済みの電話番号と電子メール情報の提供が含まれます。情報が提供されない場合、Cloudflareはサービスを提供すべきではありません。これらの要件がなければ、悪意のある者は虚偽または不完全な情報を提供する可能性があることを承知の上で安全に Cloudflare と契約を続けることとなります。（以上、P18より抜粋）



オンラインサービスプロバイダの二択

A) モデレーションする

プラットフォームサービスはこの考え方

- SNS
- 口コミ (UGC) の投稿を受けるサービス (CGM)
- 掲示板、オンラインフォーラム

B) 身元確認する

レジストラ・CDN・ホスティングはこの考え方

- ドメインレジストラ
- CDN・ホスティング・IaaS・PaaS

- モデレーションをしないのであれば、身元確認をする、身元確認が失敗したらテイクダウンする
- 「インターネット資源を貸し出す」場合、身元確認一択になっていく。なぜなら、プロバイダにモデレーションする権限が無い (root権持っていない) から。

身元確認が成功するならば、あとは警察の仕事になるか、法廷で争って決めてもらう事柄。身元確認から先は、プロバイダの仕事ではない。

ちょっと寄り道・「本人確認」と「身元確認」

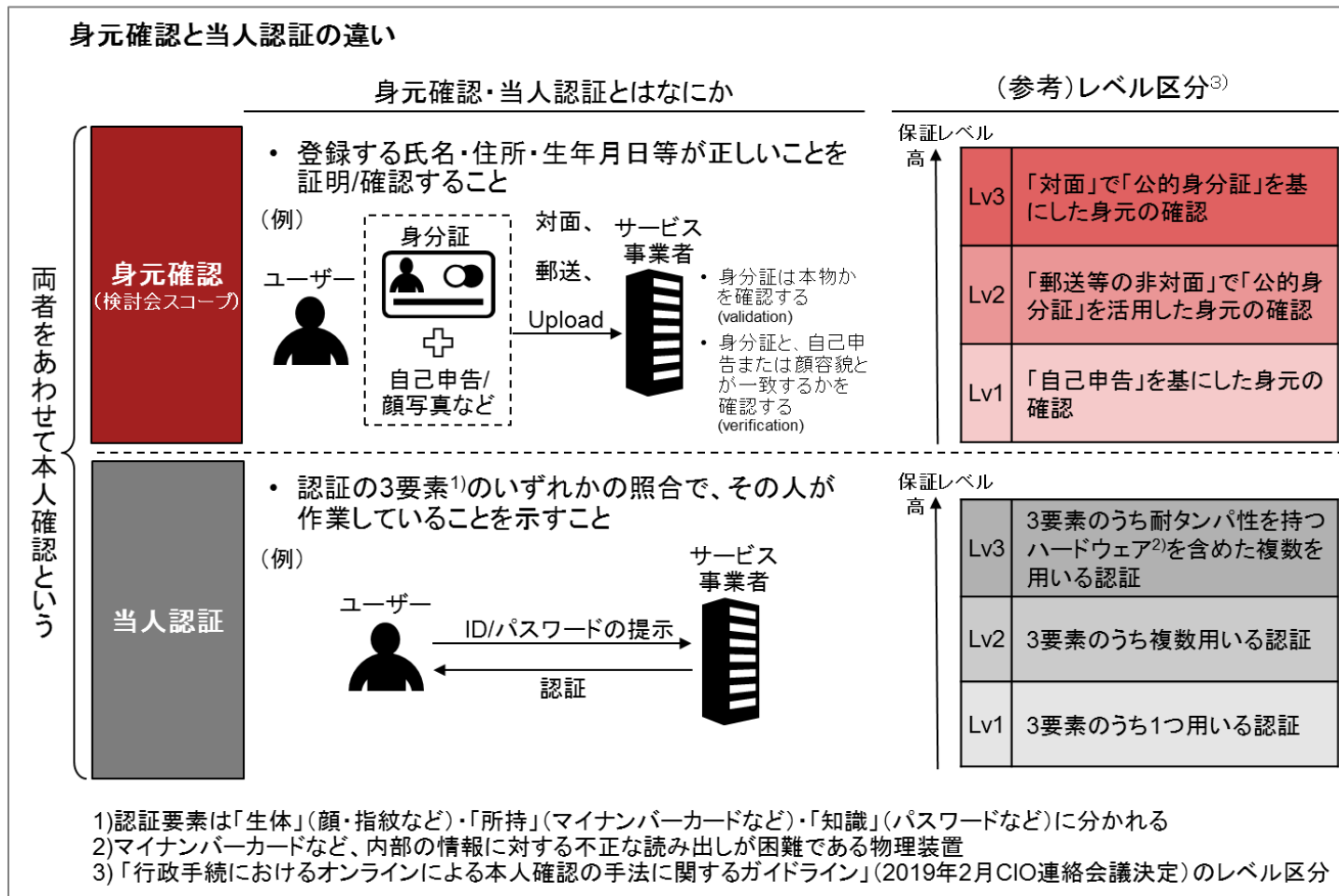
本人確認 = 身元確認 + 当人認証

- 語の出所は政府CIOポータル
「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」
(2019/02/25)
<https://cio.go.jp/guides>
- 考え方の祖は NIST SP800-63-3 “Digital Identity Guideline” に遡る
<https://openid-foundation-japan.github.io/800-63-3-final/sp800-63-3.ja.html>
- OpenID ファウンデーション・ジャパンに、「民間事業者向けデジタル本人確認ガイドライン」(2023/03/20)もある
<https://www.openid.or.jp/news/2023/03/kycwg.html>

発表者が問題にしているのは

「身元確認」のほう

「身元確認」では、申告された氏名・住所等の属性情報が正しいことを検証する



経済産業省 2020年4月17日

「オンラインサービスにおける身元確認手法の整理に関する検討報告書を取りまとめました」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200417002/20200417002.html>

身元確認って何だろう (身元確認 = Identity Assurance, 身元確認 ≒ KYC)



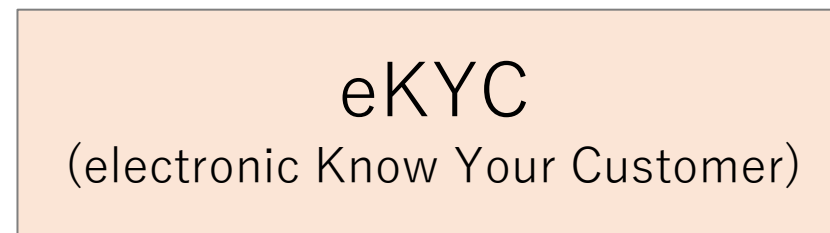
身元確認

「インターネット外で行う」が特徴

e.g.

- 申告を受けた電話番号に電話する
- 申告を受けた住所に郵便物を送る

or



オンラインで行う身元確認

「オンラインで完結する」が特徴

e.g.

- オンラインで、
セルフィーと身分証写真の送付を求める

身元確認は英訳すると Identity Assuranceになる(政府ガイドラインはNIST SP800-63-3を参照して作られた)。するとKYC(Know, 知る)は、IA(Assurance, 保証する)よりもう少し緩くて広い概念のような気がする(印象)。

最も素朴な、そしてIdentity Assuranceでなく、けれど実践的な**KYC**方法の例、
「申告を受けた電話番号に電話して、『**と****を言って』と求める」

- 思い当たりありません? **から電話来た時とか。選挙で投票用紙を受け取る時とか。
- 素朴だけど、意外と効く。普通、契約時に嘘を吐いた人はこれが突破できない。
eKYCは話題だけど、KYCは「eKYCが全て」ではない。eKYCではないKYCも用途次第で有効。

「意外と効く」がどういう根拠かは次ページで

まとめ「健全なインターネットインフラに必要なこと」

「さ●らインターネットはスパマーの巣窟だ」って？

- オウ、俺だって10年このかた、伊達にスパマーと殴り合いだけしてたわけじゃねーんだよ
- **奴らのやってることを知ってるからこの話してンだよ**

ネット上のコンテンツの健全性、プラットフォームの健全性はいったんおいて、インフラとインターネット資源を考える

インフラの健全性向上のために、
名前資源や番号資源を利用（≡割当て）しようとする者に対し、一定の身元確認が必要

- 身元確認は「厳しければ良い」ものではない、適当な「程度」の追い込みには試行も必要に思われる
- （eKYCだけではない）様々なKYCの組み合わせが考えられる
資源利用開始前、利用開始後、異常が見つかった時、KYCを行うタイミングも複数考えられる
- もしKYCをしないとして、
すると権利侵害や詐欺の被害者には「**と****の確認すら試みないの？ 無責任！」と怒られそう
- 少なくとも「利用者の違法行為を野放しにする」事業者は、業界、インターネット資源の管理、インフラ運用、インターネットの統治の仕組み、関係するコミュニティ全体に対する社会の信頼を悪化させ、はなはだ迷惑
- マンガ海賊版は、大きく見て「オンラインでの違法取引や詐欺」に含まれる
マンガ海賊版サイト対策はひとつの指標で、ひろく「インターネット資源の悪用を抑制する」取組みを通じ、インターネットの健全性を向上させることができる